

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務委託公募型プロポーザル質問及び回答

質問及び回答については下記のとおりです。

令和6年9月5日時点

| No. | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|--|--|
| 1 | UGCの使用は可能か | 仕様書に「UGCの利用は原則認めない。」と記載がありますが弊社に登録いただいている方やインフルエンサー等をアンバサダーとして認定しSNS発信を行うことは問題ないのかを確認させて顶きたいです。 | UGCの利用については、撮影したコンテンツに対する著作権や使用許諾が明確に定められている場合に限り可能とします。具体的には、インフルエンサーと貴社の間に業務提携契約等が締結されている場合です。 |
| 2 | キャンペーン実施における情報拡散に関して | キャンペーンに対する自然発生的なりポスト投稿は、UGCの利用に該当するのを確認させて顶きたいです。 | 本センターの投稿を個人がリポスト（キャンペーンも含む）するのみであればUGCの利用には該当しません。但し、そのリポストを新たに活用し、本センターが投稿を行うことは、UGCの利用に該当します。 |
| 3 | 仕様書4. 内容 (2) 広告の掲出 又はキャンペーンの実施について | インフルエンサーを活用したPRについて インフルエンサーを活用したPRも、「広告」に含めて問題ないでしょうか？ | 問題ありません。 |
| 4 | 実施要領3. 参加資格(7)について | 情報セキュリティ関連認証の取得について プライバシーマークやISO027001等の情報セキュリティ関連認証は未取得ですが、社内で情報セキュリティ方針を策定している場合、参加資格を満たしていると考えてよろしいでしょうか？ | 社内での情報セキュリティ方針の策定がされている場合は参加資格を満たしていると判断します。 |
| 5 | 実施要領3. 参加資格(7)について | 情報セキュリティ方針の策定について 社内での情報セキュリティ方針の策定に関して提出が必要な書類等があるかどうか、ご教示いただけますでしょうか？ | 社内での情報セキュリティ方針の策定がされていれば、書類等の提出は不要です。 |
| 6 | 様式4. 会社概要について | 決算報告書・納税証明の代替資料について 当社は2024年5月に設立されたため、決算報告書や納税証明書を発行する時期には至っていない状況なのですが、代替として提出すべき資料についてご教示いただけますと幸いです。 | 四半期決算及び会社分割等による設立の場合は、会社分割前の納税証明など現在までの経営状況が分かる資料をご提出ください。 |